

主 文

本件再審査請求を却下する。

事実及び理由

第1 事案の概要

再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官が同年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として平成〇年〇月〇日付けで当審査会に再審査請求（以下「前回再審査請求」という。）をした。また、請求人は、同一の原処分である本件処分の取消しを求め、重ねて平成〇年〇月〇日付けで本件再審査請求をした。

第2 請求人の主張の要旨

（略）

第3 理 由

- 1 請求人は、本件再審査請求において、前回再審査請求と同様に本件処分の取消しを求めているが、同一の本件処分に対し重ねて本件再審査請求をすることは許されない。

したがって、本件再審査請求は不適法なものであり、かつ、性質上その欠陥を補正することができないものである。

- 2 よって、請求人の本件再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第50条において準用する同法第10条の規定により却下することとして、主文のとおり裁決する。